

郡山市告示第457号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和3年5月14日郡山市告示第113号により指定した形質変更時要届出区域については土壤の特定有害物質による汚染の除去により、次のとおり指定を解除する。

令和4年3月2日

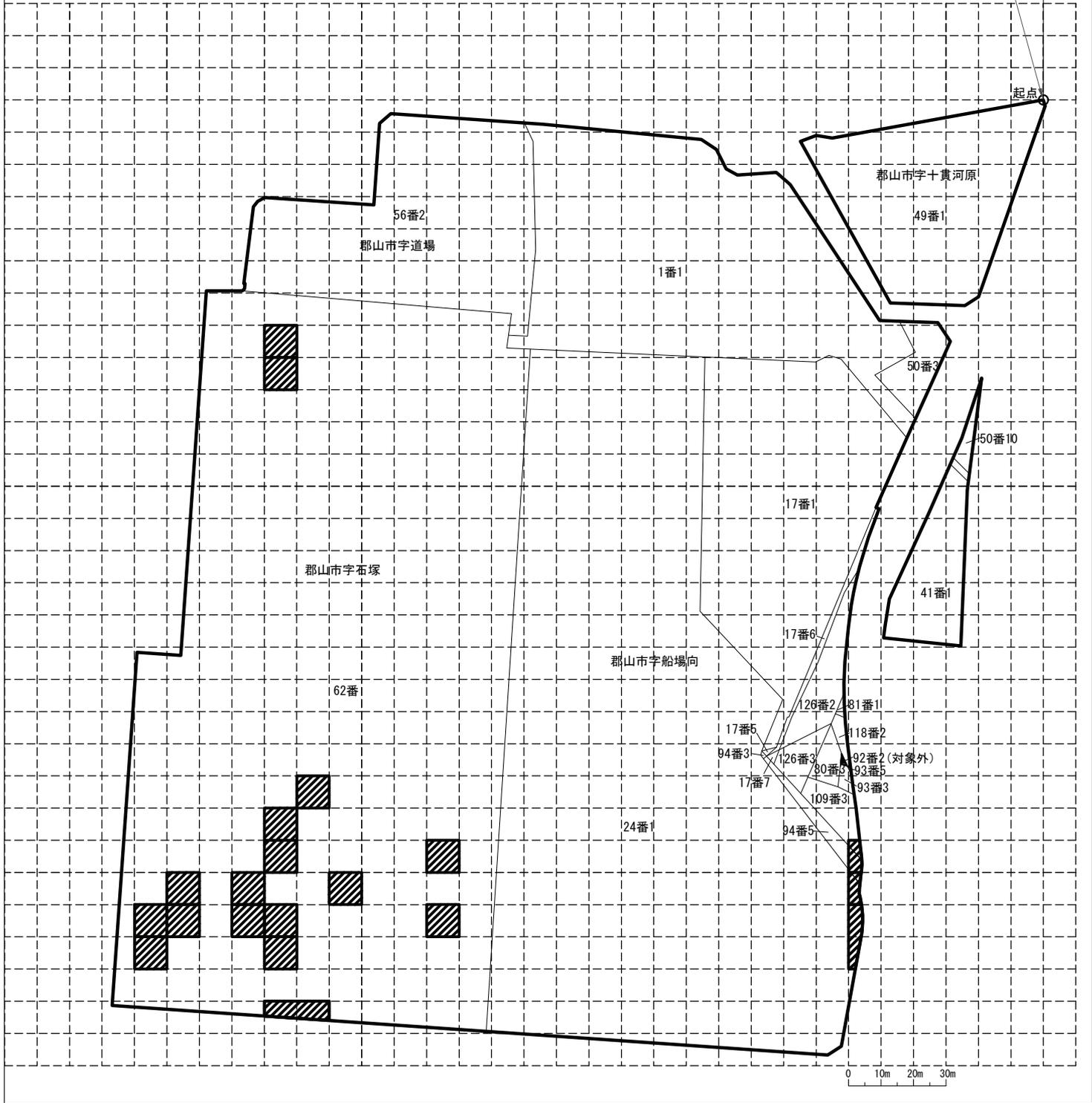
郡山市長 品川 萬里

- 1 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
郡山市字船場向24番1、94番5及び109番3並びに石塚62番の各一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 - （1）六価クロム化合物
 - （2）シアン化合物
 - （3）鉛及びその化合物
 - （4）ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

【格子の回転角度】
 起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を回転せずに(0°)調査対象地を区画した。

【起点】
 起点は、郡山市字十貫河原49番1の最北端とした。

回転角0°



凡 例

-  : 敷地境界
-  : 単位区画
-  : 筆境界
-  : 形質変更時要届出区域を解除する区域

【区域の指定を解除する土地の面積】

住所	地番	面積 m ²
郡山市字石塚	62番	1,706.30
	24番1	102.10
郡山市字船場向	94番5	29.88
	109番3	14.24
面積計 m ²		1,852.52